

コンクリート破砕器を消費する場合の火薬類譲受・消費許可申請手続 (法第17条)

○ 提出書類

① 火薬類譲受・消費許可申請書・・・様式No.1

1日の消費見込量が、同一消費地において150個以下の場合は、火薬類譲受許可申請書(様式No.1)

(注) 消費地が定まっていない場合は、申請数量を1,000個以下とすること。

② コンクリート破砕器消費計画書・・・様式No.12

(注) 同一の消費地において、1日に150個を超えて消費する場合に添付すること。

③ コンクリート破砕器消費届・・・様式No.12

(注) 申請数量が無許可消費数量以下の場合で、既に消費場所が定まっている場合は、火薬類譲受申請書に添付して提出すること。

なお、譲受許可申請時に消費場所が定まっていない場合は、消費をしようとする前日までに提出すること。

④ コンクリート破砕器作業従事者名簿・・・様式No.13

⑤ コンクリート破砕器作業主任者技能講習終了証の写

(注) 所持者が1名以上必要である。

⑥ 位置図(縮尺1:50,000以上)

⑦ 状況図(縮尺1:1,000以上)

(注) ア 火薬類の消費場所を朱書きすること。

イ 消費場所から50m以内を危険区域として設定すること。

ウ 危険区域内における保安物件を全て表示すること。

エ 見張人等の位置及び待避場所を表示するとともに、火薬類の消費に関連する事項の全てを記入すること。

⑧ 工事計画書(縮尺1:1,000以上)

⑨ 譲受及び消費の目的を証する書面

⑩ コンクリート破砕器消費同意書・・・書式例No.2

(注) 危険区域内における保安物件所有者全ての同意を得ること。

その他、危険区域内で、立入禁止等の措置を行うことにより影響を受ける者についても、必要に応じて同意を得ること。

⑪ 土地使用承諾書・・・書式例No.3

(注) 他人の土地で火薬類を消費する場合、又は火薬類取扱所、火工所設置場所及び運搬通

路として他人の土地を使用する場合は、土地使用の承諾を得ること。

⑫ 委任状(申請者が代理人である場合)・・・書式例No.1

○ 提出部数 1部

○ 提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班

ただし、申請数量が1,000個以下の場合は、火薬類の消費をする場所(消費地が特定していない場合は申請者の住所地)を管轄する県土木(建築)事務所

○ 手数料 2,400円(「納付済証」を申請書の納付済証貼付欄に貼付してください。)

○ 新しい手数料納付方法(令和8年10月以降)

- ・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。
- ・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書にある納付済証貼付欄に貼付してください。

(注1) 納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

(注2) 令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。